

新旧対照条文

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一 総則</p> <p>一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号に規定する厚生労働大臣が定める先進医療は、第二各号又は第三各号に掲げる先進医療（第二各号又は第三各号に掲げる先進医療ごとに、それぞれ第二各号イ又は第三各号に規定する負傷、疾病又はそれらの症状の患者に対して行われるものに限る。）とする。</p> <p>二 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条第一号に規定する厚生労働大臣が定める施設基準は、次に掲げる基準に加え、第二各号に掲げる先進医療にあつては第二各号ロに規定する施設基準とし、第三各号に掲げる先進医療にあつては当該先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所であることとする。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p>	<p>第一 総則</p> <p>一 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号に規定する厚生労働大臣が定める先進医療は、第二各号又は第三各号に掲げる先進医療（第二各号又は第三各号に掲げる先進医療ごとに、それぞれ第二各号イ又は第三各号に規定する負傷、疾病又はそれらの症状の患者に対して行われるものに限る。）とする。</p> <p>二 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第一条第一号に規定する厚生労働大臣が定める施設基準は、次に掲げる基準に加え、第二各号に掲げる先進医療にあつては第二各号ロに規定する施設基準とし、第三各号に掲げる先進医療にあつては当該先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所であることとする。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p>

一 (略)

(削除)

二 三次元形状解析による体表の形態的診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① 専ら形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。

② 形成外科専門医（一般社団法人日本形成外科学会が認定したものをいう。）、脳神経外科専門医（一般社団法人日本脳神経外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児外科専門医（特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、眼科専門医（公益財団法人日本眼科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、耳鼻咽喉科専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は口腔外科専門医（公益社団法人日本口腔外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

① 形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科を標榜していること。

②・③ (略)

三 陽子線治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

一 (略)

二 四 (略)

五 三次元形状解析による体表の形態的診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① 専ら形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻いんこう科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。

② 形成外科専門医（一般社団法人日本形成外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、脳神経外科専門医（一般社団法人日本脳神経外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児外科専門医（公益財団法人日本眼科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、耳鼻咽喉科専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は口腔外科専門医（公益社団法人日本口腔外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

① 形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻いんこう科又は歯科口腔外科を標榜していること。

②・③ (略)

六 陽子線治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭頸部腫瘍（脳腫瘍を含む。）、肺・縦隔腫瘍、骨軟部腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ（略）

(1)・(2)（略）

①（略）

② 実施診療科において、放射線治療専門医（公益社団法人日本放射線腫瘍学会及び公益社団法人日本医学放射線学会が認定したものを用いる。以下同じ。）及び放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。

③ 実施診療科において、放射線治療に専従する常勤の医学物理士（一般財団法人医学物理士認定機構が認定したものを用いる。以下同じ。）及び放射線治療に専従する常勤の看護師が配置されていること。

④ 放射線治療専門放射線技師（日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定したものを用いる。以下同じ。）を含む放射線治療に専従する診療放射線技師が三名以上配置されており、粒子線治療室一室当たり二名以上の診療放射線技師が配置されていること。

⑤（略）

⑥ 当該療養の実施又は継続の適否について倫理的観点及び科学的観点から調査審議するため置かれた合議制の委員会（以下「倫理委員会」という。）が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑦・⑧（略）

⑨ 公益社団法人日本放射線腫瘍学会が作成した同意説明文書

限局性固形がん

ロ（略）

(1)・(2)（略）

①（略）

② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③ 診療放射線技師が配置されていること。

④（略）

⑤ 倫理委員会を設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑥・⑦（略）

及び統一治療方針に基づいた治療を実施していること。

⑩ 公益社団法人日本放射線腫瘍学会に対して症例の登録及び実施状況を報告すること。

⑪ 公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査が実施されていること。

⑫ キャンサーボードが設置されている、又はがん診療連携拠点病院の有するキャンサーボードにおける治療方針等に基づいて実施する体制を有していること。

(削除)

四 骨髄細胞移植による血管新生療法

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 循環器専門医（一般社団法人日本循環器学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は心臓血管外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会、特定非営利活動法人日本血管外科学会又は特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

①～⑨ (略)

⑩ 倫理委員会が設置されており、届出後（地方厚生局長等が届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「届出月」という。）以降をいう。以下同じ。）当該療養を初めて実施するときは、

七・八 (略)

九 骨髄細胞移植による血管新生療法

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 循環器専門医（一般社団法人日本循環器学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は心臓血管外科専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

①～⑨ (略)

⑩ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

必ず事前に開催すること。

五 神経変性疾患の遺伝子診断

⑪～⑬ (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 神経内科専門医（一般社団法人日本神経学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医（公益社団法人日本小児科学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は臨床遺伝専門医（一般社団法人日本人類遺伝学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

①～⑧ (略)

⑨ 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアル（特定非営利活動法人日本臨床検査標準協議会が平成二十一年二月に作成したものをいう。以下同じ。）に従って検体の品質管理が行われていること。

⑩ (略)

六 重粒子線治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭頸部腫瘍、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ (略)

十 神経変性疾患の遺伝子診断

⑪～⑬ (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 神経内科専門医（一般社団法人日本神経学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

①～⑧ (略)

⑨ 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。

⑩ (略)

十一 重粒子線治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

限局性固形がん

ロ (略)

(1)・(2) (略)

① (略)

② 実施診療科において、放射線治療専門医及び放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。

③ 実施診療科において、放射線治療に専従する常勤の医学物理士及び放射線治療に専従する常勤の看護師が配置されていること。

④ 放射線治療専門放射線技師を含む放射線治療に専従する診療放射線技師が三名以上配置されており、粒子線治療室一室当たり二名以上の診療放射線技師が配置されていること。

⑤～⑧ (略)

⑨ 公益社団法人日本放射線腫瘍学会が作成した同意説明文書及び統一治療方針に基づいた治療を実施していること。

⑩ 公益社団法人日本放射線腫瘍学会に対して症例の登録及び実施状況を報告すること。

⑪ 公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査が実施されていること。

⑫ キャンサーボードが設置されている、又はがん診療連携拠点病院の有するキャンサーボードにおける治療方針等に基づいて実施する体制を有していること。

(削除)

七| 自家液体窒素処理骨移植

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

(1)・(2) (略)

① (略)

② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③| 診療放射線技師が配置されていること。

④～⑦ (略)

十二・十三 (略)

十四| 自家液体窒素処理骨移植

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 整形外科専門医（公益社団法人日本整形外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④（略）

(2)（略）

(削除)

八・九（略）

十 腹腔鏡下膀胱尿管逆流防止術

イ（略）

ロ（略）

(1)（略）

①（略）

② 泌尿器科専門医（一般社団法人日本泌尿器科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④（略）

(2)（略）

十一・十三（略）

(削除)

十四・十五（略）

十六 樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法

イ（略）

ロ（略）

(1)（略）

①（略）

② 血液専門医（一般社団法人日本血液学会が認定したものをいう。以下同じ。）、消化器病専門医（一般財団法人日本消化器病学会が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器専門医（一般社団法人日本呼吸器学会が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は

② 整形外科専門医であること。

③・④（略）

(2)（略）

十五（略）

十六・十七（略）

十八 腹腔鏡下膀胱尿管逆流防止術

イ（略）

ロ（略）

(1)（略）

①（略）

② 泌尿器科専門医であること。

③・④（略）

(2)（略）

十九・二十一（略）

二十二・二十三（略）

二十四・二十五（略）

二十六 樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法

イ（略）

ロ（略）

(1)（略）

①（略）

② 血液専門医、消化器病専門医、呼吸器専門医（一般社団法人日本呼吸器学会が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は

門医（一般社団法人日本呼吸器学会が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、消化器外科専門医（一般社団法人日本消化器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、がん薬物療法専門医（公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は乳腺専門医（一般社団法人日本乳癌^{がん}学会が認定したものをいう。）であること。

③・④（略）
(2)（略）
(削除)

十七（略）

十八 EBウイルス感染症迅速診断（リアルタイムPCR法）

イ（略）

ロ（略）

(1)（略）

①（略）

② 総合内科専門医（一般社団法人日本内科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医、外科専門医（一般社団法人日本外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児外科専門医又は泌尿器科専門医であること。

③・④（略）
(2)（略）

十九 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術

イ（略）

特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、消化器外科専門医（一般社団法人日本胸部外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、がん薬物療法専門医（特定非営利活動法人日本臨床腫瘍学会が認定したものをいう。）、又は乳腺専門医（一般社団法人日本乳癌^{がん}学会が認定したものをいう。）であること。

③・④（略）

(2)（略）

二十七（略）

二十八（略）

二十九 EBウイルス感染症迅速診断（リアルタイムPCR法）

イ（略）

ロ（略）

(1)（略）

①（略）

② 総合内科専門医（一般社団法人日本内科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医、外科専門医、小児外科専門医又は泌尿器科専門医であること。

③・④（略）
(2)（略）

三十 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術

イ（略）

ロ (略)

(1) (略)

①～④ (略)

⑤ 公益社団法人日本白内障屈折矯正手術学会が実施する安全に関する知識の研修を修了すること。

(2) (略)

①～③ (略)

④ 関係学会と連携する体制が整備されていること。

二十～二十二 (略)

(削除)

二十三 (略)

(削除)

二十四 (略)

(削除)

二十五～二十七 (略)

(削除)

二十八 (略)

(削除)

二十九 M E N 1 遺伝子診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① 内分泌代謝科専門医（一般社団法人日本内分泌学会が認定したものを用いる）、外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

②・③ (略)

ロ (略)

(1) (略)

①～④ (略)

(2) (略)

①～③ (略)

三十一～三十三 (略)

三十四 (略)

三十五 (略)

三十六～三十九 (略)

四十 (略)

四十一 (略)

四十二～四十四 (略)

四十五 (略)

四十六 (略)

四十七～五十 (略)

五十一 M E N 1 遺伝子診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① 内分泌代謝科専門医、外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

②・③ (略)

(2) (略)

三十一 金属代替材料としてガラスファイバーで補強された高強度のコンポジットレジンを用いた三ユニットブリッジ治療

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 補綴歯科専門医（公益社団法人日本補綴歯科学会が認定したものをいう。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

三十一 ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 眼科専門医又は感染症専門医（一般社団法人日本感染症学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

三十二 (略)

三十三 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

(2) (略)

五十二 金属代替材料としてガラスファイバーで補強された高強度のコンポジットレジンを用いた三ユニットブリッジ治療

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 補綴歯科専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

五十三 ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 眼科専門医又は感染症専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

五十四 (略)

五十五 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① 専ら外科、頭頸部外科、耳鼻咽喉科又は内分泌外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

② 甲状腺外科専門医（日本甲状腺外科学会（平成十七年十月二十九日設立）が認定したものをいう。）又は内分泌外科専門医（日本内分泌外科学会（昭和六十三年七月二十四日設立）が認定したものをいう。）であること。

③～④ (略)

⑤ 「内視鏡下甲状腺手術ワーキンググループ」（平成二十五年十一月二十二日に日本甲状腺外科学会及び日本内分泌外科学会が合同で設置したものをいう。）が作成する名簿に登録していること。

(2) (略)

① 外科、頭頸部外科、耳鼻咽喉科又は内分泌外科を標榜していること。

②～⑦ (略)

(削除)

三十四～三十七 (略)

三十八 多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 血液専門医、造血細胞移植認定医（一般社団法人日本造血細胞移植学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は小児

① 専ら外科、頭頸部外科、耳鼻いんこう科又は内分泌外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

② 甲状腺外科専門医（日本甲状腺外科学会（平成十七年十月二十九日設立）が認定したものをいう。以下同じ。）又は内分泌外科専門医（日本内分泌外科学会（昭和六十三年七月二十四日設立）が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③～④ (略)

⑤ 「内視鏡下甲状腺手術ワーキンググループ」（平成二十五年十一月二十二日に日本甲状腺外科学会及び日本内分泌外科学会が合同で設置したものをいう。以下同じ。）が作成する名簿に登録していること。

(2) (略)

① 外科、頭頸部外科、耳鼻いんこう科又は内分泌外科を標榜していること。

②～⑦ (略)

五十六 (略)

五十七～六十 (略)

六十一 多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 血液専門医、造血細胞移植認定医（一般社団法人日本造血細胞移植学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は小児

血液・がん専門医（一般社団法人日本小児血液・がん学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④（略）

(2)（略）

三十九・四十（略）

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

(削除)

一〇三（略）

(削除)

四（略）

(削除)

五・六（略）

(削除)

七（略）

(削除)

八（略）

(削除)

九（略）

(削除)

十〇十三（略）

(削除)

十四（略）

(削除)

十五（略）

血液・がん専門医（特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④（略）

(2)（略）

六十二・六十三（略）

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇四（略）

五〇七（略）

八・九（略）

十（略）

十一（略）

十二・十三（略）

十四（略）

十五（略）

十六（略）

十七（略）

十八（略）

十九（略）

二十（略）

二十一〇二十四（略）

二十五（略）

二十六（略）

二十七（略）

二十八（略）

(削除)

十六 (略)

(削除)

十七～三十四 (略)

(削除)

三十五～五十四 (略)

五十五 内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下広汎子宮全摘術

子宮頸がん (FIGOによる臨床進行期分類がIB期以上及びII B

期以下の扁平上皮がん又はFIGOによる臨床進行期分類がIA2

期以上及びII B期以下の腺がんであつて、リンパ節転移及び腹腔内

臓器に転移していないものに限る。)

五十六 C¹ 標識メチオニンを用いたポジトロン断層撮影による診断

初発の神経膠腫が疑われるもの (生検又は手術が予定されている患

者に係るものに限る。)

五十七 自家嗅粘膜移植による脊髄再生治療 胸髄損傷 (損傷後十二

月以上経過してもなお下肢が完全な運動麻痺 (米国脊髄損傷協会に

よるAISがAである患者に係るものに限る。) を呈するものに限

る。)

二十九 (略)

三十 (略)

三十一 (略)

三十二～四十九 (略)

五十 (略)

五十一～七十 (略)

(新設)

(新設)

(新設)